

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案 ～内閣法制局長官・次長用御説明資料～

<目 次>

【総論】

1. 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の概要について…………… 1
2. 給付型奨学金の必要性について…………… 3

【各論】

3. 目的規定及び業務の範囲への追加（第三条及び第十三条関係）…………… 4
4. 学資の支給（新設第十七条の二）…………… 5
5. 学資支給金の返還（新設第十七条の三）…………… 7
6. 不正利得の徴収（新設第十七条の四）…………… 8
7. 受給権の保護（新設第十七条の五）…………… 9
8. 学資支給金の非課税措置について（公租公課の禁止規定を置く必要がないことについて）…………… 10
9. 学資支給基金（新設第二十三条の二）…………… 11
10. 区分経理（新設第二十三条の三）…………… 13
11. 財務大臣との協議（第二十五条）…………… 14
12. 罰則（第三十条）…………… 15
13. 施行期日について（附則第一条）…………… 16
14. 準備行為（附則第二条）…………… 17
15. 検討（附則第四条）…………… 18
16. 住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（附則第五条）…………… 19

1. 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案の概要について

1. 学資の支給制度の創設

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法への学資の支給業務の位置付け

独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）の目的規定（法第3条）及び業務規定（法第13条第1項第1号）に「学資の支給」を位置付ける。

(2) 対象者

学資の支給は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（※）に対し支給するものとする。

（法第17条の2）

（※）現行の第一種学資金（無利子の貸与金）の対象者については、「特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者」と規定されている。（法第14条第2項）

(3) 学資支給金の返還

学資支給金の支給を受けた者が、大学等における学業成績が著しく不良となった又は学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるときは、支給された学資支給金を返還させることができることとする。（法第17条の3）

(4) 不正利得の徴収

偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができるものとする。（法第17条の4）

(5) 受給権の保護

学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。（法第17条の5）

2. 学資支給基金の創設等

(1) 学資支給基金の創設

学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるため、「学資支給基金」（以下「基金」という。）を設け、政府からの補助金の金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。（法第23条の2第1項）

(2) 基金の運用

基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとするとともに、基金の運用については、独立行政法人通則法第47条（余剰金の運用）の規定を準用することとし、同条の規定に違反して基金を運用したときには、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の役員は、20万円以下の過料に処することとする。（法第23条の2第2項～第4項、法第30条第3号）

(3) 区分経理

機構は、学資の支給に係る業務等については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。（法第23条の3）

3. 学資支給金制度の創設に伴う所要の規定の整備

現行法第14条第1項において、学資として貸与する資金を「学資金」と定義しているが、学資として支給する資金である学資支給金の創設に伴い、両者の区別を明確にするため、前者を「学資貸与金」に改めることとする。（法第14条、第15条、第16条、第17条、第22条及び附則第14条関係）

4. 施行期日

平成29年4月1日

5. 留意事項

予算関連法案及び日切れ扱い法案を予定。

(1) 予算関連法案である理由

本法案は、平成29年度における学資の支給に係る予算の執行と一体不可分の関係にあり、本法案が成立しなければ平成29年度における学資の支給を行うことができないため。

(2) 日切れ扱い法案である理由

本法案の趣旨は、学資の支給の実施により経済的負担が軽減され、これにより学生等の進学を促すことにあることから、新学年が始まる4月以降に可能な限り早急に学資の支給を開始することが必要であるため。

2. 給付型奨学金の必要性について

1. 我が国における子どもの貧困の状況は、先進国の中でも厳しい状況（OECD加盟国34か国中25位）と、この10年の間で悪化し、義務教育段階における就学援助の対象となる要保護児童生徒及び準要保護児童生徒数及び割合も上昇傾向（16人に1人（H7）→6人に1人（H25））にある。

こうした家庭の経済状況は、子供の「学力」や「進学」に影響しており、全国学力・学習状況調査を活用した調査によれば、世帯年収が高いほど学力が高い傾向が示されている。また、世帯年収及び学力の相関は進学先にも影響を及ぼし、それによる学歴の差によって正規雇用率にも格差が生まれ、さらには、生涯賃金にも大きな影響を及ぼしている現状がある。このような連鎖を断つためには、教育自体の充実はもとより、教育の機会均等の一層の確保が求められている。

2. こうした状況の中、高等教育段階においては、政府における公財政支出の割合はOECD諸国の中で最低水準となっており、諸外国と比較しても教育費に占める家計負担の割合が非常に高く、家計の経済状況が進学率にも大きな影響を与えることとなっている。

さらに、公的機関による給付型の奨学金制度が存在していないのは、OECD諸国の中では日本及びアイスランドのみであるが、アイスランドにおいては設置されている大学の大半にあたる国公立大学の授業料がそもそも無償であることも踏まえると、我が国の高等教育における教育費負担の軽減は急務である。

3. 機構では、これまでも奨学金事業の充実に努めているところであるが、貸与された奨学金の返還を大きな負担ととらえ、進学を断念してしまう高等学校生等も一部に存在している。

また、大学等へ進学した者の実態としても、平均世帯と比較した場合の貸与年額の差はおおよそ2倍となるなど、低所得者世帯ほど奨学金の貸与額が大きくなっており、多くの債務を抱えながら卒業している状況にある。

4. このため、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することがなく、その進学を後押しすることを可能とするため、学資の支給について機構の目的及び業務として位置付け、経済的理由により極めて修学が困難となる者に対する援助を行う必要がある。

3. 目的規定及び業務の範囲への追加（第三条及び第十三条関係）

（規定の趣旨）

1. 現行の法の目的規定では、学生の経済的負担の軽減に関して「・・・教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（・・・）の就学の援助を行い、・・・」と規定し、主要な業務である学資の貸与についてのみ明示する形としている。

今回創設する給付型奨学金については、機構が実施する学生の経済的負担の軽減に関する業務の中でも、重要な位置づけとなるものであることから、当該目的規定において、学資の貸与と併せて学資の支給についても明記することが適当である。

また、同様に法第十三条の機構の業務としても学資の支給を明記することとしている。

（規定ぶりについて）

2. 現行の法においては、留学生に対する給付型の支援について、法第13条第1項第2号において「・・・学資の支給その他必要な援助を行うこと。」と規定していることから、これに倣い「学資の支給」と規定することとしている。

（貸与と支給の規定の順について）

3. 学生に対する援助の手厚さという観点では、「学資の支給」が第一となるが、我が国においては、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の前身である大日本育英会（昭和18年発足）時代より、学生等には貸与を受けた学資を返還させ、それにより次の世代の進学を助ける形で循環させていくとの考え方に立って、貸与型の奨学金を中心に据え、学生等の経済的負担軽減に努めてきたところである。
4. 実際の学資の支給額については、学資の貸与との併給を前提に検討が進められてきたところであり、学資の支給を受けることのみにより進学が可能となるような額とはしない予定である。このため、学生等にとって、支給は貸与に取って代わるものではなく、学資の支給制度の導入後も、学生等の経済的負担軽減に関しては、学資の貸与が原則である点について変更はない。
5. なお、第一種学資金（以下「第一種」という。）と第二種学資金（以下「第二種」という。）に係る規定の順序については、第一種を先に規定しているところであるが、これは援助内容における手厚さの観点に基づくものではない。すなわち、第二種については、無利子の奨学金を経済的負担軽減策の原則としつつ、高等教育機会の拡大に伴う奨学金需要の増加に対応するための方策として、昭和59年に導入されたものであることによるものである。
6. このため、独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）上の規定の順序としては、引き続き、学生の経済的負担軽減策の原則の順で規定することが適切であり、「貸与」を先に規定し、その後に「支給」を新たに規定することとしている。

4. 学資の支給（新設第十七条の二）

1. 法第十七条の二については、学資支給制度の必要性も踏まえ、「意欲と能力」及び「経済的状况」を踏まえて機構が判断することとし、その要件として、それぞれ以下のとおりとする。

（1）「意欲と能力」

学資の支給は、学資の貸与と同様に、限られた財源の中で対象者を選定して支援するものであり、その対象者については、給付するにふさわしい学力水準等を設定することが適切である。他方で、あまりに厳しすぎる条件を設定し、対象者を過度に限定することは、制度趣旨を踏まえると適切ではないと考えられることから、法律上は第一種学資金と同様の規定ぶりとし、運用上も同様に高等学校における成績の評定平均値3.5程度を要件として設定することとする。

（2）「経済的状况」

本制度は従来の貸与型奨学金のみでは進学を断念せざるを得ない者について、その進学を後押しするためのものであり、従来の貸与型奨学金の要件を満たす者（第一種学資金については「経済的理由により著しく修学に困難があるもの」）の中でも、相対的に厳しい状況にあり、大学等への進学率が低い層に属する者を対象とすることとし、「経済的理由により極めて修学に困難があるもの」を要件として設定することとする。

この「極めて修学に困難がある」とする世帯等としては、具体的には、課税所得がない、

①学資支給金申請時に児童養護施設に入所していた者や里親の元で生活を送っていた者などの社会的養護を必要としていた者

②生活保護世帯の高校生等

③住民税非課税世帯の高校生等

等を想定している。（なお、予算事業である高校生等奨学給付金（高校における給付型奨学金）の対象者も住民税非課税世帯に対して給付されている。）

これらの世帯に属する高校生等の進学率の実態としては、全世帯平均での大学等進学率が約7～8割であるのに対して、その半分にも満たない割合となっており、進学断念者が多数存在していることが想定される。

（参考：世帯の状況別進学率）

児童養護施設の子供の大学等進学率 : 22.6%（※厚労省調査）

生活保護世帯の子供の大学等進学率 : 31.7%（※厚労省調査）

住民税非課税世帯の子供の大学等進学率 : 約40%（※文部科学省による推計）

全世帯の大学等の現役進学率 : 73.2%（学校基本調査より算出）

2. 学資として支給する金額については、貸与型奨学金と同様に「学校種等の種別その他の事情を考慮して、政令で定める」と規定することとし、その詳細は政令において規定することとしている。この「学校種等の種別その他の事情」としては、例えば、国公私

の別をはじめ、通学形態（自宅・自宅外）、学資を受給する者が置かれている詳細な経済事情（児童養護施設等の社会的養護を必要としていた者、授業料減免措置を受けている場合、支給対象と認められた者の中での収入格差）などの状況が考えられ、現時点においては以下のような支給額の設定を考えている。

◆毎月の支給月額について（基本額）

学校種	設置主体	通学形態	支給月額
大学、短大、専門学校	国立、公立	自宅	2万円
大学、短大、専門学校	国立、公立	自宅外	3万円
大学、短大、専門学校	私立	自宅	3万円
大学、短大、専門学校	私立	自宅外	4万円

◆入学時特別支給について（増額事項）

児童養護施設退所者、里親出身者等の社会的養護を必要としていた学生等については、基本的には、大学等入学前に入所していた施設等から出所することとなること、また、その際に近親者からの支援が困難であることを踏まえ、毎月の支給月額の他、入学の際に一時金として24万円を支給する。

◆国費による重複支援の整理について（減額事項）

本制度は教育の機会均等の実現のための国費による個人支援であることも踏まえ、国費による個人支援（授業料減免）を受けている者に対する支給月額については、当該支援の内容を踏まえた支給月額とする。（減額幅については調整中）

5. 学資支給金の返還（新設第十七条の三）

1. 本制度による学資の支給は、経済的に困難な状況にある生徒等の進学を後押しするとともに、進学後においては、学生等の本務である学業を継続できるようにするために支給するものである。

このため、学資支給金の支給を受けているにもかかわらず、学業を全うしているとは言い難い状況（標準的な修業年限での卒業が困難（留年等）となるなど学業成績が著しく不良となる、懲戒処分をうける等）に陥ったと認められる者に対しても支給を行うことは、当該学資支給金の目的に照らすと適切ではないことから、このような条件に該当することとなった者に対しては、機構が、支給した学資支給金に相当する額を返還させることができることとする旨を規定することとする。

（できる規定としていることについて）

2. 学資支給金の返還事由に該当した場合であっても、特段の事情として、例えば、交通事故等による負傷により学業成績が著しく不良となったと認められる場合等、制度趣旨にそぐわない支給であったかについて、本人の帰責性の有無を考慮することが適当と考えられる場合もある。
3. このような場合においても、必ず学資支給金の返還を求めるとすることは、進学の後押しをするという制度の趣旨に照らしても不適切であると考えられ、学業不振等の状況に該当するに至った場合であっても、その背景も考慮した上で、実際に返還を求めるかどうかを機構が判断すべきであることから、「できる」規定とすることとする。

6. 不正利得の徴収（新設第十七条の四）

1. 学資支給金の支給を受ける基準等を満たしていないにもかかわらず、偽り又は不正の手段等によってその支給を受けている者が存在する場合には、機構は、速やかにその返還を求めるとともに、当該支給された学資支給金に相当する額を確実に徴収することが必要であることから、不正利得の徴収にかかる規定を新設することとする。

2. 第1項は、偽りその他不正の手段を用いて学資支給金の支給を受けた者に対しては、その受給額に相当する金額の全部又は一部を国税徴収の例によって徴収し、不正受給に対して事後的に是正する措置を講じ、学資支給金の支給の適正な運営を図ることとしたものである。

「偽りその他不正の手段」としては、学生又は生徒本人が、受給資格がないにもかかわらず認定の申請を行うといったケースのほか、学校推薦を行う際に評定平均を偽って申請するといった学校の関係者による不正な行為等が想定される。

第2項は、前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとすることを規定したものである。

7. 受給権の保護（新設第十七条の五）

1. 受給者が過去の債務のために学資支給金の受給権を差し押さえられたり、融資を受ける等の一時的な利益のために長期間にわたる学資支給金の支給を受ける権利を失うことで、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の高等教育への進学を後押しするという学資支給金の趣旨が没却されることのないよう、学資支給金を確実に受給権者に帰属させることが必要であることから、受給権の保護にかかる規定を新設することとする。
2. 本条は、学資支給金の支給を受ける権利が一身専属的であり、譲り渡し、担保に供したり、又は差し押さえることができない旨を定めたものである。
したがって、仮に学資支給金の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し又は差し押さえても、本条の規定により、無効となる。
また、差押え禁止の対象となる差押えについては、民事執行法上の差押えのみではなく、国税徴収法上の差押えについても禁止されるものである。

8. 学資支給金の非課税措置について（公租公課の禁止規定を置く必要がないことについて）

（非課税措置にかかる規定を設けないことについて）

1. 今回創設する学資支給金制度は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の高等教育への進学を後押しするために創設するものである。仮に支給される学資支給金について、租税その他の公課を課すこととなると、奨学生に対する負担感解消の効果が損なわれ、制度の趣旨が没却される可能性がある。そのため、学資支給金として支給を受けた金銭は、非課税とする必要がある。
2. この点、学資支給金は、所得税法上、非課税の対象とされている「学資に充てるために給付される金品」（所得税法第9条第1項第15号）に該当するところ、この取扱いについては、地方税法上の個人都道府県民税所得割及び個人市町村民税所得割についても同様となっている（地方税法第32条第2項、第313条第2項）。

また、「その他の公課」としては社会保険料等があるが、これらについて所得を標準として算定する場合には、当該制度の法令において所得税法上非課税とされている所得を算定の基礎から除外しているため、学資支給金についても同様に所得からは除かれることとなる。

したがって、学資支給金として支給を受けた金銭に対して課税されることはないことから、法に公租公課の禁止に係る規定を設ける必要はない。

（公租公課の禁止規定を置かずに差押禁止規定のみを置く例）

3. なお、今回の学資支給金と同様に、所得税法上の非課税所得に該当する金銭給付であることから公租公課の禁止規定は置かず、その給付を受ける権利に対する差押え等を禁止する規定のみを置く例としては、

- ・自動車損害賠償保険法上の被害者の保険会社に対する損害賠償額支払請求権及び仮払金請求権並びに政府に対する損害填補請求権（所得税法9条1項17号、同法施行令第30条により非課税）

等がある。

9. 学資支給基金（新設第二十三条の二）

（学資支給基金の必要性）

1. 学資支給金制度は、児童養護施設等の出身者、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の学生等などの、経済的に極めて修学が困難な状況にある者の大学等への進学を後押しするために創設するものであり、学資支給金の支給に支障が生じた場合、受給者の学業の継続が困難となる可能性が高いと考えられる。そのため、年度途中で予算不足により学資支給金の支給が打ち切られることがないよう、安定的かつ確実な支給を担保する制度を構築することが不可欠である。
2. しかしながら、学資支給金の支給にあたっては、主に以下の（１）及び（２）の理由から、各年度の所要額をあらかじめ正確に見込むことが難しく、単年度予算による執行を採用した場合には、当該年度に必要なとされる資金が不足し、受給者への支給の安定性に影響が生じる可能性がある。

（１）進学動向の予測の困難性

下記の事情から、前年度の進学動向から次年度の進学動向をある程度予想できたとしても、不確定要素が多く含まれており、正確な学資支給金の需要額の予測は困難である。

- ・ 高等教育における進学先選択の動向は、経済全体の状況やそれによって影響を受ける世帯の年収の状況に大きく影響を受けること
- ・ 予測が困難な当人の入学者選抜の結果次第で、例えば、授業料が相対的に安価な国立大学に進学することになれば、相対的に高価な私立大学に進学することもあり得ること 等

（２）緊急採用者数の予測の困難性

学資支給金についても、学資貸与金と同様に、大学の進学後に家計が急変し修学が困難になった学生を対象として、緊急的に受給者と認定すること（以下「緊急採用」という。）も検討しているところ、現行制度においても緊急採用に該当する学生数は社会全体の経済的状況に大きく影響を受け、年度ごとの採用人数に大きな乖離が生じている。

したがって、学資支給金について緊急採用の仕組みを導入した場合、経済状況次第で年度当初の予想を大きく上回る額の学資支給金を支出する必要性が生じる可能性がある。

3. こうした状況を踏まえ、年度を越えた弾力的な支出を可能とするための仕組みを整備する必要があることから、機構に学資支給基金を設置することとする。

（学資支給基金の概要）

4. 機構は、学資支給金制度の実施に係る業務等に要する費用に充てるため、基金を設け、毎年度、予算の範囲内において政府から補助される資金等をもってこれに充てることと

する。なお、機構は、基金の財産を取り崩すことによって、受給資格者に学資支給金の支給を行うこととしている。

(参考) 平成29年度における基金規模は約70億円

(基金の運用によって生じた利子その他の収入金の扱い)

5. 一般に基金の元本も含めて取り崩すことを予定している「取崩し型基金」においては、基金の運用益は基金に繰り入れて業務の財源として使用することが適切であることから、学資支給基金についても、利子その他の収入金を基金に充てる旨を規定する。

(基金の運用)

6. 基金は、学資の支給の確実な実施のための不可欠な財源であり、その運用にあたっては安全性の高いものに限定する必要があることから、業務上の余裕金の運用について規定した独立行政法人通則法第47条の規定を準用することとする。

具体的には、

- ① 国際、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券の取得、
- ② 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金、
- ③ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約があるもの

以外によって運用してはならないこととする。

10. 区分経理（新設第二十三条の三）

（区分経理の概要）

1. 学資支給基金の創設に伴い、年度を超えた弾力的な支出が可能となることと鑑み、複数年度にわたる執行の適切性と管理の透明性を確保するため、学資支給基金にかかる業務については区分経理をすべきものとする。

（区分経理を法に設ける必要性）

2. 区分経理を行うこと自体は、省令で義務付ける又は機構の自主的な判断によって実施することは事実上は可能であるが、基金については予算の単年度主義の原則の例外であることから、閣議決定（「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定））においても、財政規律の観点から厳に抑制することとされており、執行状況についても公表を行うこととされている。
3. 上記閣議決定の内容も踏まえると、執行の適切性と管理の透明性の確保については制度的担保が求められるところであり、省令や機構の自主的な判断によって区分経理を行うこととするのではなく、法律において区分経理を義務付けることとしている。

11. 財務大臣との協議（第二十五条）

1. 本条は、機構が、国からの財政的支援を受けて業務を行うものであることから、主務大臣が財務にかかわる事項であって通則法に規定されていない事項に関する規定を定める等の場合に、財務大臣に協議をしなければならないことを定めている。
2. この点、現在においては、法第14条第2項、第3項若しくは第5項に基づき、学資貸与金の対象者の基準及び方法を文部科学省令で定める場合には、当該基準及び方法によって貸与対象者の範囲が大きく変わり、財政的支援の額も大きく変動する可能性があることから、財務大臣と協議の上で定めることとしている。
3. 学資の支給に関して、法第17条の2第1項に基づき支給対象者の基準及び方法に関する文部科学省令を定める場合においても、学資の貸与の場合と同様に、その設定によって財政的支援の額も大きく変動する可能性があることから、当該省令を定めるにあつては財務大臣との協議を行うこととすることとする。

12. 罰則（第三十条）

1. 法第二十三条の二に基づく基金は、学資の支給の確実な実施のために不可欠な財源であり、その運用にあっても安全性の高いものに限定する必要があることから、法第二十三条の二第三項において、業務上の余裕金の運用について規定した通則法第47条の規定を準用しているところである。
2. この基金は、多数の学生等に対して、その学生生活の上で必要な資金の支援を行うものであり、仮に通則法第47条の規定に違反した運用が行われ、元本割れなどの損失が発生した場合には、支給を受けている学生へも大きな影響が及ぶこととなり、基金を設けた趣旨を没却する恐れがある。
3. したがって、基金の対象となる学資の支給を安定的に行うことを担保するため、罰則規定を設けることとするものである。
4. なお、独立行政法人に基金を設けた場合に同様の罰則を設けている例として、独立行政法人日本学術振興会法などが挙げられる。

13. 施行期日について（附則第一条）

1. 学資の支給については、経済的に厳しい状況に置かれる学生等の進学を後押しすることを制度の趣旨としており、平成30年度に大学等に進学する者から本格的に支給をすることとしているが、進学後の経済的負担が特に厳しい学生に対しては、平成29年度から給付を開始することとしている。

そのため、本法案の施行期日を平成29年4月1日と規定することとする。

2. なお、平成30年度からの本格的な実施にあっても、進学の後押しの観点からは、高等学校等在学中の一定の時期（推薦入試等が始まる秋頃）までに、学生等本人がその対象となるかどうかについて明かとなるようにするため、高等学校等在学時に事前の選定等を行うこととしており、この事前の選定は、現行の学資の貸与と同様に高等学校等の最終年次の4月頃から始めることを想定している。このため、平成30年度の支給に係る選定等の手続きを行う上でも、平成29年4月1日に施行されていることが必要である。

14. 準備行為（附則第二条）

1. 新設する法第17条の2第1項に規定する文部科学省令（支給対象者選定にあつての基準及び方法を定めるもの）を定めるにあたっては、法第25条に基づき財務大臣に協議しなければならない、改正法の施行時に省令を制定するため、改正法の施行日前に協議を行うことが可能となるよう規定を設けることとしている。
2. これは、本法案の審議が平成29年に開会される次期通常国会において予算関連法案かつ日切れ法案としての審議がなされる見込みであり、その場合における、およそのスケジュール感としては以下を考えていることから、法案成立後、施行までの間に、準備行為として省令制定に関する財務大臣との協議をするための本規定が必要である。

（参考：想定しているスケジュール）

- | | | |
|--------------------|---|------------------|
| 1月下旬 | ： | 法案の閣議決定 |
| 2月中～下旬 | ： | 衆議院における審議 |
| 3月上～中旬 | ： | 参議院における審議 |
| 法案成立後速やか
～3月末まで | ： | 法第二十五条に基づく財務大臣協議 |

※ 平成29年に開会される国会において、文部科学省から予算関連法案は2本提出される見込みであるが、本改正法案の審議が先行される見込みである。

15. 検討（附則第四条）

1. 学資支給金制度は、経済的に困難な状況にある生徒等の進学を後押しするために新たに創設するものであり、また、税を原資として運用されるものであるところ、その政策効果について不断の検証を実施することが必要である。また、子どもの貧困の状況は時の社会経済情勢等に応じて変化しうるものであること等も踏まえれば、本制度の施行後一定期間を経過した後に、制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うことが適当であることから、検討条項を設けることとする。
2. なお、検討を行う時期を「施行後5年を経過した場合」としたのは、本格実施初年度となる平成30年度に採用された学生が、大学学部を卒業する時期を踏まえたものである。

16. 住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（附則第五条）

1. 今回、法第13条第1項第1号を改正し、機構の業務の範囲に「学資の支給」を位置づけることとなるが、学資の支給に関する事務については、学資の貸与に関する事務と同様に、本人からの申請に基づき当該内容の事実確認等をした上で支給の対象者を選定することとなる。このため、貸与の場合と同様に申請に対する受理、審査等において、本人確認情報を確認することが可能となるよう住民基本台帳法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する必要がある。
2. なお、規定ぶりとしては、法第13条第1項第1号の改正により、機構の業務として「経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと」となることから、改正後の法第13条第1項第1号の規定ぶりとの並びをとって、「学資の貸与」とされているところを「学資の貸与及び支給」と改めることとしている。